

本部町観光危機管理計画基礎啓発業務仕様書

第1条 適用の範囲

本特記仕様書は、本部町が実施する「本部町観光危機管理計画基礎啓発業務」に適用するものであり、受託者は本書に定める仕様に従い遂行すること。

第2条 事業名

本業務名は本部町観光危機管理計画基礎啓発業務とする。

第3条 秘密の保持

本業務により知り得た情報を町の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第4条 成果品に対する責任

本業務が完了した場合であっても、本町より指摘された内容の不備及び不完全部分が発見されたときは受託者の負担と責任で直ちに修正しなければならない。

第5条 成果品に対する権利の帰属

本業務の成果品に関する権利は、全て本町に帰属するものとし、受託者が町の許可なく成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

第6条 貸与資料

本業務に必要と認められる資料を受託者に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに返却すること。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うこと。

第7条 業務の目的

沖縄県では観光産業を地域経済の活性化や県民の雇用創出など、直接的・間接的に県経済に大きく貢献する重要な産業として位置づけており、観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成27年3月）」を策定した。

本部町においても、本町を訪れる観光客への対応を定めた「本部町観光危機管理計画」の策定を予定しており、今年度はその必要性や役割を町内の観光関連団体、事業者に周知するための勉強会および対応訓練を実施するものである。

第8条 業務内容

本業務は、下記の項目に従って行うものとする。

1. 計画準備

業務を実施するにあたり、業務計画書及び業務実施体制、業務工程表等を作成し、業

務が円滑に実施できるよう計画する。

また、必要となる既存計画等を収集し、具体的な手法の検討を行う。収集する既存計画は以下の通りとする。

- ・沖縄県観光危機管理基本計画及び実行計画
- ・沖縄県地域防災計画
- ・本部町観光振興基本計画
- ・本部町地域防災計画
- ・新型インフルエンザ対応計画等
- ・国民保護計画
- ・その他、関連する既存計画

2. 本部町の観光状況の整理

本部町の観光状況の整理を行う。整理する事項は以下の項目のほか、提案事項や町との協議により決定することとする。

- ・観光施設の分布状況
- ・各施設における観光入れ込み状況の把握（平常時・ピーク時）
- ・イベント開催の概要（開催場所・範囲、参加人数、時間、内容など）

3. 危機の想定

以下に示す事項について、本部町へ直接的・間接的に影響を与えると考えられる具体的な災害・危機について検討する。間接的影響には、沖縄観光に影響を与える県外で発生した危機の想定、風評被害などを含むこととする。

①自然災害・危機

地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮、土砂災害、風害（竜巻を含む） 等

②人的災害・危機

ホテル等の大規模火災、大規模交通・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害
不発弾、武力攻撃、テロ、凶悪犯罪 等

③健康危機

大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生 等

④環境危機

大気汚染、海洋汚染 等

4. 勉強会の開催

観光危機管理計画の必要性やそれぞれの役割を周知するため、関係部署や観光関連団体・事業所を対象とした勉強会を開催する。勉強会の回数は4回を想定し、各回において異なるテーマや課題等を設定するものとする。

5. 対応訓練の実施

町内の観光関連団体、事業所の観光危機発生時の対応を検証するため、対応訓練を実施する。訓練の回数は2回を想定し、異なるテーマや課題を設定するものとする。

6. 打合せ協議

業務実施にあたり、打合せを行うこと。打ち合わせは3回程度とし、初回及び納品時には業務の責任者が出席するものとする。

第9条 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- (1) 業務報告書（A4版 ドッチファイル製本） 3部
- (2) 成果品電子データ 1式

第10条 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ本部町と協議のうえ処理するものとする。